

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
 なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができますことに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第23条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 記載上の注意

- (1) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。
 電子申告の場合、ご利用の税務ソフトによっては、入力可能となっており、半角英数以外の文字（スペース・ハイフン等）を入力した場合には、ポータルセンタにおいて、受付エラーとなりますので、ご注意ください。
- (2) 金額の単位区分（けた）のある欄については、単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額になるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- (3) 各欄中、「000」とある欄については、その欄に記載する金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。また、「00」とある欄については、その欄に記載する金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

3 各欄の記載のしかた

各欄の記載のしかた中 ―――▶ とされている欄（箇所）については、該当する場合のみ記載します。

I 一般的事項

欄		記載のしかた
1「法人番号」		法人番号（13桁）を記載します。
2「この申告の基礎」		法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載します。
3「所在地」		本店の所在地を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】県内に支店等のみを有する場合には、本県内の主たる支店等の所在地も併記してください。
4「法人名」		法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
5「事業種目」		事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
6「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」		期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5（1））の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額）を記載します。
7「資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」		期末現在における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 法人税法第66条第6項に規定する大連算法人に該当する場合であっても下記（1）及び（2）のいずれにも該当しないときは、記載しないでください。 （1） 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ア 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 イ 法人税法第4条の3に規定する受託法人 ウ 相互会社（外国相互会社を含みます。） （2） 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人
8「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）」		期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額及び資本剰余金の額（これらに準ずる金額を含みます。）の合算額を記載します。
9「法第72条の2第1項第1号ロ（1）又は（2）による加算後の額」		第6号様式別表4の4の⑤の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額を記載します。 令和6年3月30日以後に当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人に対して法第72条の2第1項第1号ロ（1）又は（2）に規定する剰余金の配当又は出資の払戻しをした場合に記載します。
10「法人区分」		公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）以外の法人で、次のいずれかの法人に該当する場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示します。 （1） 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 （2） 「前事業年度の法人区分」の欄について、「イに掲げる法人」を○印で囲み、かつ、上記8「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）」の欄の金額が10億円を超える法人 （3） 特定法人（次に定める日現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額が50億円を超える法人（法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除きます。）及び相互会社（外国相互会社を含みます。）をいいます。以下同じです。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額（解散日現在の額）」の欄の金額又は「法第72条の2第1項第1号ロ（1）又は（2）による加算後の額」の欄の金額が2億円を超える法人 （イ） 当該法人の事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書の規定により申告する場合は同項に規定する6月経過日の前日、法第72条の29第1項、第3項又は第5項の規定により申告する場合はその解散の日）と当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人の事業年度終了の日が同じ場合…当該法人の事業年度終了の日 （ロ）（イ）以外の場合（イ）で定める日の直近に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該直近に終了した事業年度がない場合には、当該他の法人の設立の日） （4） 当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一つのものが有するものとみなした場合において当該いずれか一つのものと当該法人との間に当該いずれか一つのものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額（解散日現在の額）」の欄の金額又は「法第72条の2第1項第1号ロ（1）又は（2）による加算後の額」の欄の金額が2億円を超える法人

11「期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。
12「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第23条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 地方税法施行令第6条の24第1号に定める金額
13「道府県民税 事業税の 特別法人事業税 申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合…「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合…「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合 …「修正中間」又は「修正確定」（「この申告の基礎」欄も記載します。）
※【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】①欄から④欄について、第10号様式の①欄から④欄へ記載します。 【通算法人、通算法人であった法人】①欄から④欄について、第6号様式別表1へ記載します。 【連結法人及び連結法人であった法人】①欄から④欄について、第6号様式別表1の3へ記載します。 【本県内に恒久的施設を有する外国法人】①欄から④欄について、第6号様式別表1の2へ記載します。 上記に該当する法人は、①欄から④欄についてこの申告書へは記載する必要はありません。	

II 法人県民税（法人税割・均等割）〔①欄～③欄〕

欄	記載のしかた
1「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」という。）の9欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の9の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の4の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の6の欄の金額）の合計額を記載します。
2「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 …法人税の明細書（別表6(9)）の33欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項及び第7項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4の2第1項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等（同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいいます。以下同じです。）を除きます。） …法人税の明細書（別表6(12)）の11欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第14項（同法第42条の4の2第2項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） …法人税の明細書（別表6(14)）の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 …法人税の明細書（別表6(17)）の26の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 …法人税の明細書（別表6(18)）の25欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） …法人税の明細書（別表6(19)）の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） …法人税の明細書（別表6(20)）の29の欄の金額 (8) 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） …法人税の明細書（別表6(21)）の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 …法人税の明細書（別表6(22)）の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） …法人税の明細書（別表6(24)）の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は第3項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） …法人税の明細書（別表6(25)）の29の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 …法人税の明細書（別表6(26)）の34の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の7第2項又は第3項（特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） …法人税の明細書（別表6(27)）の25の欄の金額
3「還付法人税額等の控除額 ③」	第6号様式別表2の5の④の「合計」欄の金額を記載します。
4「退職年金等積立金に係る法人税額 ④」	法人税の申告書（別表23）の12欄の金額を記載します。（第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。）
5「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	①欄+②欄-③欄+④欄の計算結果を記載します。 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。

	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 … ①+②-③+④の金額 (2) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人 … 第10号様式の⑤の欄の金額 (3) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。） … 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (4) 連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） … 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
6「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又 ⑥」	【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。 ※一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
7「法人税割額 — (⑤又は⑥×100) ⑦」	⑤欄の金額に税率を乗じて計算します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】⑥欄の金額に税率を乗じて計算します。 ※ 税率は11ページを参照してください。 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
8「道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑧」	第7号の3様式の②⑩欄の金額を記載します。 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
9「税額控除超過額相当額の加算額 ⑨」	第7号の2様式別表7（その1）の⑨欄の金額又は第7号の2様式別表7（その2）の⑨欄の金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第7号の2様式別表7（その1）の⑩欄の本県分の金額又は第7号の2様式別表7（その2）の⑩欄の本県分の金額を記載します。 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
10「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 ⑩」	第7号様式（その1）の⑨欄の金額又は第7号様式（その2）の⑩欄の金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第7号様式（その1）の⑫欄の本県分の金額又は第7号様式（その2）の⑬欄の本県分の金額を記載します。 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
11「外国の法人税等の額の控除額 ⑪」	第7号の2様式（その1）の⑭欄の金額又は第7号の2様式（その2）の⑮欄の金額を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第7号の2様式（その1）の⑯欄の本県分の金額又は第7号の2様式（その2）の⑰欄の本県分の金額を記載します。 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
12「仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑫」	法第53条第49項の規定により当期の法人税割額から控除される税額がある場合に、当該税額を記載します。 この場合、記載する金額は、⑦欄-⑧欄+⑨欄-⑩欄-⑪欄の金額を限度とします。
13「差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬」	⑦欄-⑧欄+⑨欄-⑩欄-⑪欄-⑫欄の計算結果を記載します。 【県内に恒久的施設を有する外国法人】第6号様式別表1の2の⑩欄の金額を記載してください。
14「既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の13において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③欄の金額についても記載します。
15「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑮」	「⑬欄の金額-⑭欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 なお、この申告書が修正申告書である場合には、確定申告書のこの欄に記載した金額を再掲してください。
16「この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮ ⑯」	⑬欄-⑭欄-⑮欄の計算結果を記載します。

欄	記載のしかた
17「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑰」	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。 なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合の月数の計算に当たっては、新設又は廃止の日を含めて計算します。 ※ 算定期間とは、確定申告の場合には事業年度をいい、中間申告の場合には法第53条第1項に規定する6月経過日までの期間をいいます。
18「 $\frac{\text{円} \times \text{⑰}}{12}$ ⑱」	※ 税率は11ページを参照してください。
↓ 19「既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑲」	既に納付の確定した当期分の均等割額を記載します。
20「この申告により納付すべき均等割額⑱－⑲ ⑳」	⑱欄－⑲欄の計算結果を記載します。
21「この申告により納付すべき道府県民税額⑰＋㉑ ㉒」	⑰欄＋㉑欄の計算結果を記載します。 なお、⑰欄又は㉑欄に△印を付して記載した場合には、⑰欄又は㉑欄を零として計算します。
↓ 22「㉒のうち見込納付額 ㉓」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
23「差引 ㉒－㉓ ㉔」	㉒欄－㉓欄の計算結果を記載します。

Ⅲ 法人事業税・特別法人事業税〔㉔欄～㉟欄〕

欄	記載のしかた
1「所得割」(㉔から㉓までの各欄) ※ 税率は11・12ページを参照してください。	所得金額を課税標準とする法人のみが記載します。 (1) ㉔欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉓欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の69欄～㉟欄の計算結果を記載します。 【本県内に恒久的施設を有する外国法人】法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉔欄に記載します。 (2) ㉔欄から㉓欄までの各欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。 ア 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 …第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄のうち、本県分の金額 イ 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 …㉔欄の金額を年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分した金額 ※ 事業年度が1年に満たないときは、年400万円及び年800万円とあるのは、400万円及び800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額となります。(月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。) また、㉔欄及び㉓欄の計算において控除する、年400万円以下の金額及び年800万円以下の金額は、端数を切り捨てる前の金額となります。 例 所得金額12,000,000円で事業年度の月数が5月の場合 ㉔欄 1,666,000 (＝4,000,000×5÷12 (＝1,666,666)) ㉓欄 1,666,000 (＝8,000,000×5÷12 (＝3,333,333)－1,666,666) ㉓欄 8,666,000 (＝12,000,000－3,333,333) ウ 特別法人(法第72条の24の7第5項各号に規定する協同組合等) 所得金額が年400万円以下の場合…その金額を㉔欄へ記載します。 所得金額が年400万円を超える場合…㉔欄に400万円を、㉓欄に年400万円を超える金額を記載します。 なお、租税特別措置法第68条第1項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定に該当する法人は、800万円とあるのを10億円と読み替えて記載します。 (3) ㉓欄の課税標準の額は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄のうち、本県分の金額を記載します。 ※ 軽減税率が適用されない法人とは、事業年度の末日において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
2「付加価値割」(㉔及び㉓の欄) ※ 税率は11・12ページを参照してください。	(1) ㉔欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉓欄の金額を記載します。 (2) ㉓欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉔欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。
3「資本割」(㉔及び㉓の欄) ※ 税率は11・12ページを参照してください。	(1) ㉔欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉓欄の金額を記載します。 (2) ㉓欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉔欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。
4「収入割」(㉔及び㉓の欄) ※ 税率は11・12ページを参照してください。	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を行う法人のみが記載します。 (1) ㉔欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれに定める金額を記載します。 ア 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を除きます。)を行う法人 …第6号様式別表6の㉔欄の金額 イ 生命保険会社又は外国生命保険会社等…第6号様式別表7の㉓欄の金額 ウ 損害保険会社又は外国損害保険会社等…第6号様式別表8の㉓欄の金額 エ 少額短期保険業者…第6号様式別表8の㉓欄の金額 オ 株式会社日本貿易保険…第6号様式別表8の㉓欄の金額 (2) ㉓欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。 ア 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人…㉔欄の金額 イ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人…第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額

欄	記載のしかた
5 「合計事業税額③②+③⑤+③⑦+③⑨又は③③+③⑤+③⑦+③⑨ ④①」	軽減税率が適用される場合には③②欄+③⑤欄+③⑦欄+③⑨欄の計算結果を、軽減税率不適用の場合には③③欄+③⑤欄+③⑦欄+③⑨欄の計算結果を記載します。
6 「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額④①」	地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項の規定による事業税額の控除の適用を受ける法人が、第6号様式別表5の7の②の欄の金額を記載します。
7 「事業税の特定寄附金税額控除額 ④②」	第7号の3様式の①欄の金額を記載します。
8 「差引事業税額④①-④②-④③ ④④」	④①欄-④②欄-④③欄の計算結果を記載します。 なお、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
9 「既に納付の確定した当期分の事業税額 ④⑤」	既に納付の確定した当期分の事業税額を記載します。
10 「租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④⑥」	「④④欄の金額-④⑤欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 なお、この申告書が修正申告書である場合には、確定申告書のこの欄に記載した金額を再掲してください。
11 「この申告により納付すべき事業税額 ④④-④⑤-④⑥ ④⑦」及び「④⑦の内訳」の各欄（④⑧から⑤①までの各欄）	④⑦欄は、④④欄-④⑤欄-④⑥欄の計算結果を記載し、④⑧欄から⑤①欄までは、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、④⑧欄から⑤①欄までに負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。 なお、④②の金額の控除については、④⑧欄、④⑨欄、⑤②欄、⑤①欄の順に行います。
12 「④⑦のうち見込納付額 ⑤②」	⑤②欄は、法第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。）若しくは第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
▼3 「差引 ④⑦-⑤② ⑤③」	⑤③欄は、④⑦欄-⑤②欄の計算結果を記載します。
14 「所得割に係る特別法人事業税額 ⑤④（⑤⑥の内訳）」	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計 ③②」又は「軽減税率不適用法人の金額 ③③」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計 ⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額 ⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。 ※ 税率は12ページを参照してください。
15 「収入割に係る特別法人事業税額 ⑤⑤（⑤⑥の内訳）」	「課税標準」欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額 ③⑨」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額 ⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。 ※ 税率は12ページを参照してください。
16 「合計特別法人事業税額（⑤④+⑤⑤） ⑤⑥」	⑤④欄+⑤⑤欄の計算結果を記載します。
17 差引特別法人事業税額⑤⑥-⑤⑦ ⑤⑧	⑤⑥欄-⑤⑦欄の計算結果を記載します。
18 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ⑤⑨	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額を記載します。
19 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ⑥①	「⑤⑧欄の金額-⑤⑨欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。
20 この申告により納付すべき特別法人事業税額⑥①-⑤⑨-⑥① ⑥②	⑤⑧欄-⑤⑨欄-⑥①欄の計算結果を記載します。
21 ⑥②のうち見込納付額 ⑥③	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
22 「差引⑥②-⑥③ ⑥④」	⑥②欄-⑥③欄の計算結果を記載します。
23 「所得金額の計算の内訳」（⑥④から⑦⑦までの欄）	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 ⑥④欄・連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人について、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額に加算した金額を記載してください。 ⑥⑤欄・法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。

	⑥欄…法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限りします。）を記載します。 ⑦欄…法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限りします。）を記載します。 ⑧欄…外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額を記載します。ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減算した金額を記載してください。 ⑩欄…第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額及び法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑫の欄又は第6号様式別表11の⑪の欄の金額の合計額を記載します。
--	---

IV その他

欄	記載のしかた
1「法人税の所得金額 ㉠」	法人税の明細書（別表4）の52の欄の所得金額又は欠損金額を記載します。
2「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉡」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑩、⑪及び⑫欄に記載した金額の合計額と同額になります。
3「還付請求」の「中間納付額 ㉢」	中間納付額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑩欄又は⑫欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑪欄に記載した事業税額及び⑫欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。
4「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」	口座振込の方法により還付金の還付を希望する場合には、店舗名（例〇〇銀行〇〇支店）及び口座番号などを記載します。
5「法人税の期末現在の資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。
6「法人税の当期の確定税額」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を記載します。
7「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第4項まで、第6項若しくは第7項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）、法第72条の25第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。
8「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。
9「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 （1） 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人…「青色」 （2） その他の申告書を提出する法人…「その他」
10「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。） ※翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。
11「国外関連者の有無」	外国（わが国と租税条約を締結している国に限りします。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。
12「資本金の額（外貨）」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額（解散日現在の額）」を記載します。（記載例：10,000,000米ドル、10,000,000円、10,000,000ウォン等。以下同じです。）

13「資本準備金の額（外貨）」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を記載します。
14「資本剰余金の額（外貨）」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）」を記載します。
15「前事業年度の法人区分」	前事業年度の申告において、「法人区分」の欄の「イに掲げる法人」を○印で囲み表示した法人が、同様に表示します。

＜愛知県における税率＞

1 法人県民税

(1) 均等割

区 分 (資本金等の額の判定は、算定期間の末日の現況によります。)	税率 (年額)		備考
	H21. 3. 31 までに開始した事業年度	H21. 4. 1 から R11. 3. 31 までに開始する事業年度	
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人	20,000 円	21,000 円	- 資本金等の額より資本金の額及び資本準備金の額の合算額が大きい場合は、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」と読み替えます。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄に出資金の額を記載した場合で資本金等の額より出資金の額が大きいときは、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「出資金の額」と読み替えます。 - 平成21年4月1日から令和11年3月31日までに開始する事業年度の税率については、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額の5%相当額が加算されています。 - 事務所を有していた期間が1年に満たない場合、月数3割に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てることとなります。
資本金等の額が 1,000 万円を超え1 億円以下の法人	50,000 円	52,500 円	
資本金等の額が 1 億円を超え10 億円以下の法人	130,000 円	136,500 円	
資本金等の額が 10 億円を超え50 億円以下の法人	540,000 円	567,000 円	
資本金等の額が 50 億円を超える法人	800,000 円	840,000 円	
上記以外の法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人等）及び人格のない社団又は財団で代表者等の定めのあるもの	20,000 円	21,000 円	

(2) 法人税割 (※ 法人課税信託の受託者に関する税率の適用は、管轄の県税事務所にお尋ねください。)

区 分 (注)		税率 % (R12. 8. 31 までに終了する事業年度)	
		H26. 10. 1 から R1. 9. 30 までに開始する事業年度	R 1 . 1 0 . 1 以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1 億円以下	法人税額が年1,500 万円超	4. 0	1. 8
	法人税額が年1,500 万円以下	3. 2	1. 0
資本金の額又は出資金の額が1 億円超	—	4. 0	1. 8
保険業法に規定する相互会社	—	4. 0	1. 8

(注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。

2 法人税額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{上記表中に記載された金額} \\ \hline (1,500 \text{ 万円}) \end{array} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \quad \left(\begin{array}{l} \text{この場合の月数3割に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とし} \\ \text{ます。また、1,000 円未満の端数は切り捨てた額とします。} \end{array} \right)$$

2 法人事業税

(1) 外形標準課税対象法人

区分		税率 % (R10. 1. 31 までに終了する事業年度)	
		R 1. 10. 1 以後に開始する事業年度	R 4. 4. 1 以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	0. 514	1. 216
	所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	0. 865	
	所得のうち年 800 万円を超える金額	1. 216	
	3 県以上に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	1. 216	
付加価値割		1. 2144	
資本割 (清算中の法人にあつては、資本割は課されません。)		0. 506	

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0. 514%⇒0. 4%、0. 865%⇒0. 7%、1. 216%⇒1. 0%」となります。(上記表中の期間に限りです。)

※資本金の額又は出資金の額が1 億円以下で、かつ、年所得が5,000 万円以下の法人は上記の表以外の税率が適用されます。詳しくは下記の税務課ホームページをご覧ください。

令和6年度税制改正により、外形標準課税の適用対象法人の見直しがありましたので、ご注意ください。
具体的な内容は、税務課のホームページをご覧ください。QRコードはコチラです。⇒⇒⇒⇒
【税務課ホームページ】 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/gaikei-henkou.html>



(2) 所得金額課税法人

区分（注）				所得割の税率　％（R10. 1. 31 までに終了する事業年度）					
				H26. 10. 1 から R1. 9. 30 までに開始する事業年度			R1. 10. 1 以後に開始する事業年度		
	資本金の額 又は 出資金の額	分割 県数	年所得	年 400 万円 以下 の 金 額	年 400 万円 を 超 え 800 万 円 以下 の 金 額	年 800 万円 を超える金額	年 400 万円 以下 の 金 額	年 400 万円 を 超 え 800 万 円 以下 の 金 額	年 800 万円 を超える金額
普通法人	1,000 万円 未満	—	5,000 万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288
			5,000 万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00
	1,000 万円 以上 1 億円以下	3 県 以上	5,000 万円超	6.988			7.288		
			5,000 万円以下	6.70			7.00		
		3 県 未満	5,000 万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288
			5,000 万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00
特別法人	1,000 万円 未満	—	5,000 万円超	3.55	4.798		3.65	5.098	
			5,000 万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90	
	1,000 万円 以上	3 県 以上	5,000 万円超	4.798			5.098		
			5,000 万円以下	4.60			4.90		
		3 県 未満	5,000 万円超	3.55	4.798		3.65	5.098	
			5,000 万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90	

- (注) 1 資本金の額又は出資金の額及び分割県数の判定は、事業年度終了の日の現況によります。ただし、平成 22 年 10 月 1 日以後解散した法人の資本金の額又は出資金の額が 1, 000 万円以上かどうかの判定は解散の日の現況によります。
- 2 年所得の判定は分割前の総額で行い、事業年度が 1 年に満たない場合は次により計算した金額によります。
- 上記表中に記載された金額
(5, 000 万円)

×

$\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$

(この場合の月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月とします。また、1, 000 円未満の端数は切り捨てた額とします。)
- 3 法人課税信託の受託者及び外形標準課税対象ではないが資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人に関する税率の適用については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

(3) 収入金額課税法人① (電気供給業 ((4) に該当する法人を除く) や導管ガス供給業 (※) を行う法人等。) ※令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から

区分 (注)	収入割の税率 % (R10. 1. 31 までに終了する事業年度)			
資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、収入金額が年 4 億円以下の法人	H26. 10. 1 から R1. 9. 30 まで に開始する事業年度	0. 90	R1. 10. 1 以後 に開始する事業年度	1. 00
上記以外の法人		0. 939		1. 039

- (注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。
- 2 収入金額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が 1 年に満たない場合は次により計算した金額によります。
- 上記表中に記載された金額
(4 億円)

×

$\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$

(この場合の月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月とします。また、1, 000 円未満の端数は切り捨てた額とします。)

(4) 収入金額課税法人② (電気供給業を行う法人のうち、発電事業等、小売電気事業等、及び特定卸供給事業 (※) を行う法人。) ※令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から

区分 (注) (注は 2 (3) 収入金額課税法人①と同じ)	税率% (R2. 4. 1 以後に開始する事業年度で R10. 1. 31 までに終了する事業年度)		税率% (R2. 4. 1 以後に開始する事業年度で R10. 1. 31 までに終了する事業年度)		
	収入割	所得割	収入割	付加価値割	資本割
資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、 かつ、収入金額が年 4 億円以下の法人	0. 75	1. 85	0. 75	0. 37	0. 15
上記以外の法人	0. 789		0. 789		

(5) 収入金額課税法人③ (特定ガス供給業を行う法人。)

区分	税率 % (R4. 4. 1 以後に開始する事業年度で R10. 1. 31 までに終了する事業年度)
収入割	0. 519
付加価値割	0. 77
資本割	0. 32

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0. 519%⇒0. 48%」となります。(上記表中の期間に限りです。)

3 特別法人事業税

課税標準	区分	税率 %	課税標準	区分	税率 %
		R 2 . 4 . 1 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度			R 2 . 4 . 1 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度
基準法人 所得割額	外形標準課税対象法人	260	基準法人 収入割額	2 (3) に該当する法人	30
	特別法人	34. 5		2 (4) に該当する法人	40
	上記以外の法人	37		2 (5) に該当する法人	62. 5

※R1. 9. 30 までに開始する事業年度に適用されていた「地方法人特別税」の税率については、管轄の県税事務所にお尋ねください。